特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 20 | 介護保険に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、介護保険に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部での不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・ 生体認証(顔認証))で操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存し ている。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和6年4月10日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

| I | 基本情報 | |
|------------|-------------------|--|
| п | 特定個人情報ファイルの概要 | |
| (別 | 添1)特定個人情報ファイル記録項目 | |
| ш | リスク対策 | |
| IV | 開示請求、問合せ | |
| v | 評価実施手続 | |
| (別添2) 変更箇所 | | |

I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを | を取り扱う事務 |
|----------------|---|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
| ②事務の内容 | 松山市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請・保険料賦課、特別徴収額の通知・保険料の減免、徴収猶予等の申請・保険料滞納者の支払い方法の変更・要支援認定、要介護更新認定等の申請・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護福祉用具購入費、介護予防・ビス等の計画作成依頼・負担限度額認定や各種減免認定の申請・高額介護サービス費、高額介護ア防サービス費、高額介護サービス費、高額介護サービス費、高額介護サービス費、高額介護サービス費、高額介護サービス費、高額介護サービス費、高額介護サービス費、高額介護サービス費、高額介護サービス費、高額介護サービス費、高額介護・1、2、2、2、2、3、2、3、3、3、3、3、3、4、3、4、3、4、4、4、4 |
| ③対象人数 | 〈選択肢〉(選択肢〉1)1,000人未満2)1,000人以上1万人未満10万人以上30万人未満3)1万人以上10万人未満4)10万人以上30万人未満 |
| 2. 特定個人情報ファイルを | を取り扱う事務において使用するシステム |
| システム1 | |
| ①システムの名称 | 介護保険システム |
| ②システムの機能 | 1. 資格管理機能 住民基本台帳などの情報をもとに被保険者台帳を作成し、被保険者の資格取得や資格喪失の管理 および住所地特例者や適用除外者の管理を行う。 2. 納付機能 第一号被保険者の保険料の賦課、徴収方法(特別徴収か普通徴収)の決定、収納実績、滞納、過誤 納の管理を行う。 3. 認定機能 要介護・要支援認定申請の受付から認定結果登録までの管理を行う。 4. 受給機能 要介護・要支援と認定された被保険者の居宅サービス計画作成依頼情報や介護保険施設の入退者 情報を管理する。 利用者負担減免や負担限度額認定を管理する。 国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に受給者台帳を送付する。 5. 給付機能 国保連合会からの現物給付実績を受け取り、給付実績を管理する。 また、償還払い支給の実績管理を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 元務システム [○] その他 (・国民健康保険システム・生活保護システム・後期高齢者医療システム) |

| システム2 | |
|-------------|---|
| ①システムの名称 | 中間サーバー |
| ②システムの機能 | 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存の住民基本台帳システム(以下「住基システム)という。)、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得(※) や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。(※) セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能:情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能2情報提供機会の強節を行う機能3情報提供機がよった情報の受領)を行う機能3情報提供機能:情報提供機能:情報提供機能:情報提供機能:情報提供機能:情報提供機能:情報提供機能:情報提供機能:時期上の一クシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能4 既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、統合宛名システム等及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能5情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の配会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能6 情報提供データベース管理機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能8 セキュリティ管理機能:中間サーバーを利用場では関係を開発していて連携するための機能8 セキュリティ管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能10システム管理機能:パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能10システム管理機能:ポッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 () |
| システム3 | |
| ①システムの名称 | 統合宛名システム |
| ②システムの機能 | ①宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 ②宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムで宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を団体内統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 ③中間サーバー連携機能 中間サーバーフは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 ④既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能 |
| ③他のシステムとの接続 | []情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 税務システム [O] その他 (中間サーバー) |

3. 特定個人情報ファイル名 (1)資格ファイル (2)認定ファイル (3)受給ファイル (4)給付ファイル (5)賦課ファイル (6)収滞納ファイル 4. 個人番号の利用 ※ 番号法第9条第1項 別表第一 68の項 法令上の根拠 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 ・松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号, 同条第3項 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1)実施する 2)実施しない ①実施の有無 実施する] [3) 未定 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、4 3、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、106、108、109の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7 号) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、 第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、 ②法令上の根拠 第44条, 第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条 6. 評価実施機関における担当部署 1)部署 福祉推進部 介護保険課 ②所属長の役職名 課長 7. 他の評価実施機関

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|----------------|---|--|
| (1)資格ファイル | | |
| 2. 基本情報 | | |
| ①ファイルの種類 ※ | く選択肢> 「 システム用ファイル | |
| ②対象となる本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ③対象となる本人の範囲 | ※松山市内に住所のある被保険者、介護保険適用除外者、及び住所地特例者。 | |
| その必要性 | 介護保険の各種申請・届出業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。 | |
| ④記録される項目 | <選択肢> | |
| 主な記録項目 | ・識別情報 | |
| その妥当性 | ・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 :介護保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有 | |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 | |
| ⑤保有開始日 | 平成27年10月 | |
| ⑥事務担当部署 | 福祉推進部 介護保険課 | |

| 3. 特定個人村 | 青報の入手・ | 使用 | |
|----------|--------|--|-----|
| ①入手元 ※ | | [〇]本人又は本人の代理人 | |
| | | [〇]評価実施機関内の他部署 (市民課 |) |
| | | [〇] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構 |) |
| | | [O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村 |) |
| | | []民間事業者 (|) |
| | | []その他(|) |
| | | [〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [〇]フラッシュメモ | EIJ |
| @1 T _ ' | | []電子メール []専用線 [〇] 庁内連携システム | |
| ②入手方法 | | [〇]情報提供ネットワークシステム | |
| | | [〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) |) |
| ③使用目的 ※ | | 被保険者の管理を行うため 介護保険適用除外者の管理を行うため | |
| | 使用部署 | 介護保険課、長寿福祉課、指導監査課、福祉総合窓口、支所、システム管理課 | |
| ④使用の主体 | 使用者数 | <選択肢> 100人以上500人未満 300人以上100人未満 100人以上100人未満 100人以上500人未満 100人以上500人未満 100人以上500人未満 1000人以上 | |
| ⑤使用方法 | | ・住民基本台帳を基にして、第1号被保険者の資格の取得情報を管理する。 ・被保険者証の交付の申請をした第2号被保険者の資格の取得情報を管理する。 ・被保険者の死亡および転出などに伴う資格の喪失情報を管理する。 ・被保険者の氏名や住所の変更などに伴う資格の変更情報を管理する。 ・喪失した資格を転出の取消で回復する場合などの、資格の回復情報を管理する。 ・他市区町村の介護保険施設に入所するために転出した住所地特例者の情報を管理する。 ・資格を取得した被保険者の被保険者証を発行する。 ・適用除外施設に入所している65歳以上の住民の、施設への入所および退所に関する情報を管理る。 ・自市区町村の介護保険施設に入所するために転入した、他市区町村の被保険者に関する情報をする。 | - |
| 情報(| の突合 | ・被保険者資格の異動を管理するため、住民基本台帳と被保険者情報との突合を行う。 ・住所地特例者の管理を行うため、住所地特例者連絡票情報と被保険者情報との突合を行う。 ・住所地特例者の管理を行うため、住民や施設からの届出情報の個人番号・4情報と機構や住基C 個人番号・4情報との突合を行う。 | ະຣળ |
| ⑥使用開始日 | | 平成28年1月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|------------------------|-------------------|--|
| 委託の有無 ※ | | [委託する] <選択肢> (2) 委託しない (2) 件 |
| 委託事項1 | | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務 |
| ①委詞 | 託内容 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 |
| ②委託先における取扱者数 | | <選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 | | (株)日立システムズ |
| 再 | ④再委託の有無 ※ | <選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない |
| 委託 | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 |
| | ⑥再委託事項 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 |
| 委託 | 事項2 | 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務 |
| ①委詰 | 託内容 | 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理 |
| ②委託先における取扱者数 | | <選択版> (選択版> [10人以上50人未満] 10人以上50人未満 200人以上50人未満 300人以上100人未満 4000人以上500人未満 5000人以上1,000人未満 601,000人以上 |
| ③委詰 | 託先名 | 松山市社会福祉協議会 |
| 再 | ④再委託の有無 ※ | <選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない |
| 委託 | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 5. 犋 | 詩定個人情報の提供・ | 移転(委託に伴うものを除く。) |
| 提供・ | 移転の有無 | [○] 提供を行っている (35) 件 [○] 移転を行っている (10) 件 [○] 行っていない |
| +8 /44 | #- 4 | |
| 提供 | | 番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照) |
| ①法令 | 令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第2 |
| ②提供先における用途 | | 番号表別表第2に掲げる各事務 |
| ③提供する情報 | | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| ④提供する情報の対象となる 本人の数 | | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 | | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥提供方法 | | [O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()) |
| 7時期 | 朝·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| ⑦時期・頻度 | | |

| 移転先1 | 健康医療部 保健予防課 | |
|--|---|--|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 | |
| ②移転先における用途 | 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | |
| ③移転する情報 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって王務省令で定めるもの | |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | 〈選択肢〉 1) 1万人未満 | |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 | |
| | [〇]庁内連携システム []専用線 | |
| 6 6 8 5 5 6 8 5 5 5 5 5 5 7 5 7 5 7 7 8 7 8 7 8 7 8 | [] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | |
| ◎移科 万法 | [〇]フラッシュメモリ [〇]紙 | |
| | []その他 () | |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 移転先2~5 | | |
| 移転先2 | 福祉推進部 生活福祉総務課 | |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 | |
| ②移転先における用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | |
| ③移転する情報 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> | |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | | |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 | |
| 6 6 8 5 5 6 8 5 5 5 5 5 7 5 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 | [] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | |
| ₩ 1945777 X | [〇] フラッシュメモリ [〇] 紙 | |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク | |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 移転先3 | 福祉推進部 健康保険課、保険給付・年金課 | |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 | |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | |
| ③移転する情報 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって王務省令で定めるもの | |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 | |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 | |
| ⑥移転方法 | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (庁内ネットワーク | |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 | |

| 移転先4 | 福祉推進部 保険給付・年金課 | |
|------------------------|---|--|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 | |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | |
| ③移転する情報 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務 省令で定めるもの | |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 | |
| ⑥移転方法 | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子計録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (庁内ネットワーク) | |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 移転先5 | 防災危機管理部 危機管理課 | |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 | |
| ②移転先における用途 | 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの | |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 | |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> | |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | か松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 | |
| ⑥移転方法 | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子計録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (庁内ネットワーク) | |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 移転先6 | 福祉推進部 長寿福祉課 | |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 | |
| ②移転先における用途 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの | |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 | |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> | |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 | |
| ⑥移転方法 | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (庁内ネットワーク) | |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| | | |

| 移転先7 | 福祉推進部 長寿福祉課 |
|---|---|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先8 | 福祉推進部 生活福祉総務課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択版> |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 |
| | [〇]その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | |
| ⑦時期·頻度 移転先9 | [〇] その他 (庁内ネットワーク) |
| | [O] その他 (庁内ネットワーク) 照会を受けたら都度 |
| 移転先9 | [O] その他 (庁内ネットワーク) 照会を受けたら都度 健康医療部 保健予防課 |
| 移転先9 ①法令上の根拠 | [O]その他 (庁内ネットワーク) 照会を受けたら都度 健康医療部 保健予防課 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 移転先9 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 | [O]その他 (庁内ネットワーク) 照会を受けたら都度 健康医療部 保健予防課 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律に |
| 移転先9 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる | [O] その他 (庁内ネットワーク) 照会を受けたら都度 健康医療部 保健予防課 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの < 選択肢> 1) 1万人以上100万人未満 2) 1万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 |
| 移転先9 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる | [O] その他 (庁内ネットワーク) 照会を受けたら都度 健康医療部 保健予防課 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢) 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |

| 移転先10 | 福祉推進部 障がい福祉課、こども家庭部 すくすく支援課 |
|------------------------|--|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| @19 | [] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ⑥移転方法 | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 6. 特定個人情報の保管・ | |
| 保管場所※ | |
| 7. 備考 | |

_

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|----------------|---|--|
| (2)認定ファイル | | |
| 2. 基本情報 | | |
| ①ファイルの種類 ※ | <選択肢> | |
| ②対象となる本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 松山市に住所のある被保険者、および住所地特例者。 | |
| その必要性 | 介護保険の認定業務を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。 | |
| ④記録される項目 | <選択肢> | |
| 主な記録項目 ※ | ・識別情報 [〇] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇] 連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [〇] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 | |
| その妥当性 | ・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 : 4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 : 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 : 介護保険の認定管理を行うために保有 | |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 | |
| ⑤保有開始日 | 平成27年10月 | |
| ⑥事務担当部署 | 福祉推進部 介護保障課 | |

| 3. 特 | 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------------|--|--|---|
| | | | [〇] 本人又は本人の代理人 |
| | | | [〇]評価実施機関内の他部署 (市民課 |
| | | | [〇] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) |
| ①人- | 手元 ※ | | [〇]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村) |
| | | | []民間事業者 () |
| | | | []その他 () |
| | | | [○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ |
| | | | []電子メール []専用線 [〇] 庁内連携システム |
| ②人- | 手方法 | | [〇] 情報提供ネットワークシステム |
| | | | [〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) |
| ③使/ | 用目的 ※ | | 認定申請の管理を行うため |
| | | 使用部署 | 介護保険課、長寿福祉課、指導監査課、福祉総合窓口、支所、システム管理課 |
| ④使月 | 用の主体 | | <選択肢> |
| | | 使用者数 | [100人以上500人未満] 1,7 10人不過 2,7 10人人以上500人未満 4,1 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| | | | 7 |
| | | | ・被保険者から提出された認定申請内容を申請から認定結果登録までを管理する。 |
| | | | ・被保険者への主治医、訪問調査員、認定審査会の割り当てを管理する。 ・主治医意見書結果、訪問調査結果を管理する。 |
| ⑤使月 | 用方法 | | ・一次判定結果を管理する。 ・認定審査会ごとに認定結果を管理し、対象の被保険者に対し認定結果通知書を印刷する。 |
| | | | 助た自己なことに関われて自己で、バスツ M M M 日 に が O 助 た 市は 不 歴 が 日 と で か の) |
| | | | |
| | | | |
| | | | ・認定申請の管理を行うため、住民や施設からの認定申請の個人番号・4情報と被保険者情報の個人番 |
| | 情報の | の突合 | ・ |
| | | | |
| ⑥使用開始日 | | | 平成28年1月1日 |
| 4. 特定個人情報ファイル | | 報ファイル・ | の取扱いの委託 |
| | | | (選択肢> (要託する] (3 委託する 2) 委託しない |
| 委託(| の有無 ※ | | (2)件 |
| 委託 | 事項1 | | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務 |
| ①委 | 託内容 | | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務 |
| の未 | エ生にもは | る取扱者数 | <選択肢> |
| (C) X (| 16761~0317 | 94X JX E 5X | 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委i | 託先名 | | (株)日立システムズ |
| | | | |
| | ④再委託 | | 〈選択肢〉 |
| 再委託 | 原面系託の批談方法 | | <選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない |
| 託 | ⑥ 西 ★ 訂 | の有無 ※ | L 1750.70 J |
| | ⑤再委託 | の有無 ※ | <選択肢> [再委託する] (選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 |
| | ⑤再委託 | の許諾方法 | L 1750.70 J |
| 委託 | | の許諾方法 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 |
| | ⑥再委託 | の許諾方法 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 |
| 委託 | ⑥再委託 事項2~ 5 | の許諾方法 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理 |
| 委託 ①委託 | ⑤再委託事項2∼5事項2託内容 | の許諾方法 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理 (選択肢> 10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 4)100人以上50人未満 4)100人以上500人未満 |
| 委託 ①委託 | ⑤再委託事項2∼5事項2託内容 | 事項 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理 <選択肢> (選択肢> 10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 |
| 委託 ①委託 | ⑥再委託事項2~5事項2託内容託先におけ託先名 | の許諾方法 事項 る取扱者数 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理 【 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| 委託 ①委託 ②委託 ③委託 | ⑥再委託事項2~5事項2託内容託先におけ託先名 | 事項 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理 【 10人以上50人未満] (3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| 委託 ①委託 ②委託 ③委託 | ● 再委託 事項2~5 事項2 託内容 託先におけ 託先名 | の許諾方法 事項 る取扱者数 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理 【 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| 委託 ①委託 | ● 再委託 事項2~5 事項2 託内容 託先におけ 託先名 | の許諾方法 事項 る取扱者数 の有無 ※ の許諾方法 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理 【 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |

| 提供・移転の有無 | [○]提供を行っている (35)件 [○]移転を行っている (10)件 | |
|--|--|--|
| ルド 19 HAO7 円 無 | [] 行っていない | |
| 提供先1 | 番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照) | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第2 | |
| ②提供先における用途 | 番号表別表第2に掲げる各事務 | |
| ③提供する情報 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 | |
| ④提供する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 | |
| | [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 | |
| ○ +□ #+ ± ± | []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | |
| ⑥提供方法 | [] フラッシュメモリ [] 紙 | |
| | []その他 () | |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| | | |
| 移転先1 | 健康医療部 保健予防課 | |
| 移転先1 ①法令上の根拠 | 健康医療部 保健予防課 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 | |
| 10 1000 | | |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって | |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満 | |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上10万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 | |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢) | |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上10万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 | |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢) 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上10万人未満 5) 1,000万人以上 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 [〇] 庁内連携システム [] 専用線 | |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 [〇] 庁内連携システム | |

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

| 19-142/02 | | |
|------------------------|---|--|
| 移転先2 | 福祉推進部 生活福祉総務課 | |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 | |
| ②移転先における用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | |
| ③移転する情報 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢>1万人未満1万人以上10万人未満1万人以上10万人未満3) 10万人以上100万人未満4) 100万人以上1,000万人未満5) 1,000万人以上 | |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 | |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 | |
| ⑥移転方法 | []電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | |
| 0/核粒万法 | [〇] フラッシュメモリ [〇] 紙 | |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク) | |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 移転先3 | 福祉推進部 健康保険課、保険給付·年金課 | |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 | |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の | |
| ③移転する情報 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の | |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> | |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 | |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 | |
| ⑥移転方法 | [] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | |
| ● インチムノ | [〇] フラッシュメモリ | |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク) | |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 | |

移転先2~5

| 移転先4 | 福祉推進部 保険給付・年金課 |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ◎ 1 | [〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ⑥移転方法 | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先5 | 防災危機管理部 危機管理課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先6~10 | |
| 移転先6 | 福祉推進部 長寿福祉課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| @T##=#\\ | [] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ⑥移転方法 | [〇]フラッシュメモリ [〇]紙 |
| | [〇]その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 移転先7 | 福祉推進部 長寿福祉課 |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (庁内ネットワーク)) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先8 | 福祉推進部 生活福祉総務課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択版> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| | |
| 移転先9 | 健康医療部 保健予防課 |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (庁内ネットワーク)) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 移転先10 | 福祉推進部 障がい福祉課、こども家庭部 すくすく支援課 | |
|------------------------|---|--|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 | |
| ②移転先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの | |
| ③移転する情報 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> | |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 | |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 | |
| @16 ±= + >+ | [] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | |
| ⑥移転方法 | [〇]フラッシュメモリ [〇]紙 | |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク | |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 6. 特定個人情報の保管・ | | |
| 保管場所 ※ | 〈松山市の措置〉 ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 〈入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 〈クラウドにおける措置〉 ・システム導入ペンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。 ・ペンダの調達するデータセンターは、JDCCティア4、FISCに準拠している。 〈中間サーバー・プラットフォームの措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 | |

7. 備考

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | | |
|----------------|---|--|--|
| (3) 受給ファイル | | | |
| 2. 基本情報 | | | |
| ①ファイルの種類 ※ | <選択肢> | | |
| ②対象となる本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | | |
| ③対象となる本人の範囲 > | 松山市に住所のある被保険者、および住所地特例者。 | | |
| その必要性 | 介護保険の受給者を管理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。 | | |
| ④記録される項目 | <選択肢> | | |
| 主な記録項目 ※ | ・識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 []国税関係情報 [〇]地方税関係情報 []健康・医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 [〇]介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 []チの他 () | | |
| その妥当性 | ・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 :介護保険の認定管理を行うために保有 | | |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 | | |
| ⑤保有開始日 | 平成27年10月 | | |
| ⑥事務担当部署 | 福祉推進部 介護保険課 | | |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | |
|-----------------|------|---|----|
| | | [〇] 本人又は本人の代理人 | |
| | | [〇] 評価実施機関内の他部署 (市民課 | |
| | | [〇] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) | |
| ①入手元 ※ | | [O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村) | |
| | | []民間事業者 () | |
| | | []その他() | |
| | | [○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモ | IJ |
| ②入手方法 | | []電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム | |
| ②八十万法 | | [〇] 情報提供ネットワークシステム | |
| | | [O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) | |
| ③使用目的 ※ | | 受給者の管理を行うため | |
| | 使用部署 | 介護保険課、長寿福祉課、指導監査課、福祉総合窓口、支所、システム管理課 | |
| ④使用の主体 | 使用者数 | 〈選択肢〉 [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ⑤使用方法 | | ・介護保険施設や市からの連絡票の受理状況を登録し、被保険者の介護保険施設の入退所情報を理する。 ・低所得の方からの食費・居住費の減額や利用者負担額の減免申請を処理する。 ・被保険者から転出届を受理した場合に転出先で必要な受給資格証明書を印刷する。 ・被保険者からの届出や住民異動差分一覧などで、被保険者の状態が変更になったことが判明した合、変更内容を管理する。 ・滞納者に対して、給付の支払方法を変更したり、給付額を減額処理を行う。 ・国保連合会に被保険者の情報を提供する。 ・被保険者に異動などがあった場合は異動連絡票を提供する。 ・被保険者の認定情報を基に、被保険者証、資格者証を印刷する。 | |
| 情報の突合 ⑥使用開始日 | | ・減免処理等を行うため、被保険者から提出された減免申請等申請書情報と受給者情報との突合をう。 ・減免処理等を行うため、税情報・所得情報と受給者情報との突合を行う。 ・国保連合会に被保険者の情報を提供するため、国保被保険者情報・後期高齢者情報と受給者情の突合を行う。 平成28年1月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|-------------------|---|
| 委託の有無 ※ | | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ((2) 件 |
| 委託事項1 | | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務 |
| ①委詰 | 壬内容 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 |
| ②委託先における取扱者数 | | <選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 | | (株)日立システムズ |
| 再 | ④再委託の有無 ※ | <選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない |
| 再委託 | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 |
| | ⑥再委託事項 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 |
| 委託 | 事項2~5 | |
| 委託 | 事項2 | 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務 |
| ①委i | | 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理 |
| ②委言 | それにおける取扱者数 | <選択肢> |
| ③委i | · 托先名 | 松山市社会福祉協議会 |
| 五 | ④再委託の有無 ※ | <選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| 再委託 | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 5. 特 | 定個人情報の提供・ | 移転(委託に伴うものを除く。) |
| 提供・ | 移転の有無 | [O] 提供を行っている (35) 件 [O] 移転を行っている (10) 件 [] 行っていない |
| 提供 | 先1 | 番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照) |
| ①法令 | 令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第2 |
| ②提供 | 供先における用途 | 番号表別表第2に掲げる各事務 |
| 3提6 | 共する情報 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥提供方法 | | [○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 |
| ⑦時期·頻度 | | 照会を受けたら都度 |

| 移転先1 | 健康医療部 保健予防課 |
|--------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定める もの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先2~5 | |
| 移転先2 | 福祉推進部 生活福祉総務課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <選択肢> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期•頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先3 | 福祉推進部 健康保険課、保険給付·年金課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <選択肢> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 移転先4 | 福祉推進部 保険給付・年金課 |
|--------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務 省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先5 | 防災危機管理部 危機管理課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先6~10 | |
| 移転先6 | 福祉推進部 長寿福祉課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先7 | 福祉推進部 長寿福祉課 |
| ①法令上の規拠 | 松山市個人番号の利田等に関する条例第3条第1項第3号 同条第3項 |

| しば ロエグルス | 14円中間八田ワツガルサト肉チで木のカリネカリストリネカリス |
|--------------------|---|
| ②移転先における用途 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先8 | 福祉推進部 生活福祉総務課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <選択肢> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先9 | 健康医療部 保健予防課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律 による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <選択肢> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
|--|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| [] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| [〇]フラッシュメモリ [〇]紙 |
| [〇] その他 (庁内ネットワーク |
| 照会を受けたら都度 |
| 消去 |
| ◇松山市の措置> ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 〈クラウドにおける措置〉 ・システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたパックアップサービス内に保管する。 ・ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。 〈中間サーバー・プラットフォームの措置〉 ①中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 〈ガバメントクラウドド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 |
| |

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|----------------|--|--|
| (4)給付ファイル | | |
| 2. 基本情報 | | |
| ①ファイルの種類 ※ | <選択肢> | |
| ②対象となる本人の数 | <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [1万人以上10万人未満 3)10万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 | |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 松山市に住所のある被保険者、および住所地特例者。 | |
| その必要性 | 介護保険の給付を管理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。 | |
| ④記録される項目 | <選択肢> | |
| 主な記録項目 ※ | ・識別情報 | |
| その妥当性 | ・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 :介護保険の認定管理を行うために保有 | |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 | |
| ⑤保有開始日 | 平成27年10月 | |
| ⑥事務担当部署 | 福祉推進部 介護保険課 | |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | |
|-----------------|------|---|---|
| ①入手元 ※ | | [〇] 本人又は本人の代理人 | |
| | | [〇] 評価実施機関内の他部署 (市民課) | |
| | | [〇] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) | |
| | | [O] 地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村) | |
| | | []民間事業者 () | |
| | | [〇] その他 (愛媛県国民健康保険連合会) | |
| | | [O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O]フラッシュメモリ | J |
| ②入手方法 | | []電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム | |
| ②八十八五 | | [〇] 情報提供ネットワークシステム | |
| | | [O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) | |
| ③使用目的 | * | 給付の管理を行うため | |
| | 使用部署 | 介護保険課、長寿福祉課、指導監査課、福祉総合窓口、支所、システム管理課 | |
| ④使用の主体 | 使用者数 | 〈選択肢〉 [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ⑤使用方法 | | ・国保連合会からの介護報酬請求、現物給付実績を受けて、給付実績を管理する。 ・償還払い支給の実績などを国保連合会へ提供する。 ・給付管理票を市区町村が作成し、国保連合会に提供する。 ・被保険者からの費目ごとの償還払い支給の申請を受け付け、支給決定の結果を管理する。 ・保険料を滞納した受給者に、給付の支払いを一時差し止める措置をした場合、その内容を管理する。 ・支給額から滞納保険料を控除するなどで給付の一時差止を終了した場合、その内容を登録する。 ・高額算定情報を管理する。 ・高額医療合算介護サービスの支給申請を受け付け、支給決定の結果を管理する。 ・高額介護/支援サービス費の支給後過払い分の金額を高額介護/支援サービス費調整対象金と管理する。 | |
| 情幸 | 最の突合 | ・給付実績を管理するため、国保連合会からの支給情報と受給者情報との突合を行う。 ・給付実績を管理するため、口座振替情報と受給者情報との突合を行う。 | |
| ⑥使用開始日 | | 平成28年1月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|------------------------------|-------------------|--|
| 委託の有無 ※ | | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件 |
| 委託 | 事項1 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務 |
| ①委託 | 壬内容 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 |
| ②委詰 | それにおける取扱者数 | <選択肢> (選択肢> 1)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 |
| ③委託先名 | | (株)日立システムズ |
| 再 | ④再委託の有無 ※ | <選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない |
| 再 委 託 | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 |
| | ⑥再委託事項 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 |
| 委託 | 事項2~5 | |
| 委託 | 事項2 | 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務 |
| ①委託 | 托内容 | 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理 |
| ②委詰 | 毛先における取扱者数 | <選択版> [10人以上50人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 [10人以上50人未満] 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 |
| ③委託 | | 松山市社会福祉協議会 |
| 再 | ④再委託の有無 ※ | く選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない |
| 再 委 託 | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | | 移転(委託に伴うものを除く。) |
| 提供・ | 移転の有無 | [O] 提供を行っている (35) 件 [O] 移転を行っている (10) 件 [] 行っていない |
| 提供 | 先1 | 番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照) |
| ①法台 | 冷上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第2 |
| ②提供先における用途 | | 番号表別表第2に掲げる各事務 |
| ③提供する情報 | | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| ④提供する情報の対象となる 本人の数 | | <選択肢> |
| ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 | | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥提供方法 | | [○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 |
| | | []その他() |
| ⑦時期·頻度 | | 照会を受けたら都度 |

| 移転先1 | 健康医療部 保健予防課 |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (庁内ネットワーク)) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先2~5 | |
| 移転先2 | 福祉推進部 生活福祉総務課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先3 | 福祉推進部 健康保険課、保険給付·年金課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク |
| | |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 移転先4 | 福祉推進部 保険給付・年金課 |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務 省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先5 | 防災危機管理部 危機管理課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先6~10 | |
| 移転先6 | 福祉推進部 長寿福祉課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 [1万人以上10万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| O F1 791 381X | から とく バーン 印文 |

| 移転先7 | 福祉推進部長寿福祉課 |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ⑥投転士 注 | [〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| 6移転方法 | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先8 | 福祉推進部 生活福祉総務課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇]庁内連携システム []専用線 |
| ⑥移転方法 | [〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先9 | 健康医療部 保健予防課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ⑥移転方法 | [〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ₩1974/J/ | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 移転先10 | 福祉推進部 障がい福祉課、こども家庭部 すくすく支援課 |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| @14+- - | [〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ⑥移転方法 | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 6. 特定個人情報の保管・3 | 消去 |
| | <松山市の措置>・・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。・・データの不正持込・持出禁止を規定している。・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 〈クラウドにおける措置>・・システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。・ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。 |
| 保管場所 ※ | く中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 |

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|----------------|-----------|---|
| (5)賦課フ | アイル | |
| 2. 基本 | 情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | | <選択肢> 「 システム用ファイル |
| ②対象となる本人の数 | | <選択肢> |
| ③対象と | なる本人の範囲 ※ | 松山市に住所のある被保険者、および住所地特例者。 |
| | その必要性 | 介護保険料の賦課を処理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。 |
| ④記録さ | れる項目 | <選択肢> |
| | 主な記録項目 ※ | ・識別情報 |
| | その妥当性 | ・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 :介護保険料の賦課処理を行うために保有 ・地方税関係情報 :介護保険関係情報 :介護保険関係情報 :介護保険料の賦課処理を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 :介護保険料の賦課処理を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 :介護保険料の賦課処理を行うために保有 ・年金関係情報 :介護保険料の賦課処理を行うために保有 |
| | 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成27年10月 |
| ⑥事務担当部署 | | 福祉推進部 介護保険課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|----------------------|------|---|
| | | [〇] 本人又は本人の代理人 |
| | | [〇] 評価実施機関内の他部署 (市民課 |
| ①入手元 ※ | | [〇]行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) |
| ○人子元 ※ | | [O] 地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村 |
| | | []民間事業者 (|
| | | []その他 () |
| | | [○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ |
| @1 * + :+ | | []電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム |
| ②入手方法 | | [〇] 情報提供ネットワークシステム |
| | | [O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム |
| ③使用目的 ※ | | 賦課の管理を行う |
| | 使用部署 | 介護保険課、長寿福祉課、指導監査課、福祉総合窓口、支所、システム管理課 |
| ④使用の主体 | 使用者数 | <選択肢> [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | | ・保険料を算定するため、被保険者の所得情報を登録し、所得段階を決定する。 ・所得段階を基に保険料を賦課する。また、国保連合会に対して保険料の特別徴収を依頼する。 ・所得が著しく減少した人からの保険料の減免・徴収猶予の申請を管理し、該当者に決定内容を通知する。 ・転入・転出などの月次の保険料調定を実施する。 ・保険料を更正し、被保険者に通知する。 ・仮徴収額の変更額を登録し、国保連合会に仮徴収額の変更を依頼する。 |
| 情報の突合 | | ・保険料の減免を管理するため、被保険者から提出された申請書情報と被保険者情報との突合を行う。 ・保険料を賦課するため、生活保護情報と被保険者情報の突合を行う。 ・保険料を賦課するため、年金情報と被保険者情報の突合を行う。 ・保険料を賦課するため、税情報・所得情報と被保険者情報の突合を行う。 |
| ⑥使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | |
|------------------------|-------------------|--|--|
| 委託の有無 ※ | | [委託する] < 選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件 | |
| 委託 | 事項1 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務 | |
| ①委言 | 托内容 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 | |
| ②委言 | 托先における取扱者数 | <選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | | (株)日立システムズ | |
| 再 | ④再委託の有無 ※ | <選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない | |
| 委託 | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 | |
| | ⑥再委託事項 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 | |
| 委託 | 事項2~5 | | |
| 委託 | 事項2 | 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務 | |
| ①委詰 | 托内容 | 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理 | |
| ②委言 | 托先における取扱者数 | <選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 [10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委詰 | 托先名 | 松山市社会福祉協議会 | |
| 再 | ④再委託の有無 ※ | <選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない | |
| 再委託 | ⑤再委託の許諾方法 | | |
| | ⑥再委託事項 | | |
| 5. 特 | 持定個人情報の提供・ | ・ 移転(委託に伴うものを除く。) | |
| 提供・ | 移転の有無 | [○]提供を行っている (35)件 [○]移転を行っている (10)件 [○]行っていない | |
| 提供 | 先1 | 番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照) | |
| ①法令 | 令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第2 | |
| ②提供先における用途 | | 番号表別表第2に掲げる各事務 | |
| ③提供する情報 | | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 | |
| ④提供する情報の対象となる 本人の数 | | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 | | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 | |
| ⑥提供方法 | | [O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 | |
| | | [] その他 () | |
| ⑦時期·頻度 | | 照会を受けたら都度 | |

| 移転先1 | 健康医療部 保健予防課 |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [O] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ⑥移転方法 | [○]電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先2 | 福祉推進部 生活福祉総務課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先3 | 福祉推進部 健康保険課、保険給付・年金課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の |
| ③移転する情報 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| | |

| 移転先4 福 | 祉推進部 保険給付·年金課 |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠 松 | 山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| | 民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務 令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 出市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子ポール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙) |
| ⑦時期·頻度 照 | 会を受けたら都度 |
| 移転先5 防 | 災危機管理部 危機管理課 |
| ①法令上の根拠 松 | 山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 災 | 害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 介 | 護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 出市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 |
| ⑦時期·頻度 照 | 会を受けたら都度 |
| 移転先6 福 | 社推進部 長寿福祉課 |
| ①法令上の根拠 松 | は山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 老 | :人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 介 | 護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 出市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| | [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (庁内ネットワーク |

| 移転先7 | 福祉推進部 長寿福祉課 |
|------------------------|--|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先8 | 福祉推進部 生活福祉総務課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 <選択肢> |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | () 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [○] 庁内連携システム [] 専用線 [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先9 | 健康医療部 保健予防課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| ⑥移転方法 | [O] 庁内連携システム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 移転先10 | 福祉推進部 障がい福祉課、こども家庭部 すくすく支援課 |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ◎ 1 | [] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ⑥移転方法 | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 6. 特定個人情報の保管・ | 消去 |
| 保管場所 ※ | 〈松山市の措置〉・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。・データの不正持込・持出禁止を規定している。・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 〈クラウドにおける措置〉・システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。・ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。 〈中間サーバー・プラットフォームの措置〉 ①中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。のおおよりまでは、大学の関係を発作としていること。・180/IEC27017、ISO/IEC27017で、ISO/IEC27017で、ISO/IEC27017で、ISO/IEC27017で、ISO/IEC27017で、ISO/IEC27017で、ISO/IEC27017で、ISO/IEC27017で、ISO/IEC27017で、ISO/IEC27017で、I |
| 7. 備考 | |

_

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル | 名 |
|---------------|--|
| (6)収滞納ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | <選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | <選択肢> |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 松山市に住所のある被保険者、および住所地特例者。 |
| その必要性 | 介護保険料の収納・滞納を処理するために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。 |
| ④記録される項目 | <選択肢> [100項目以上 1 100項目以上50項目未満 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 |
| 主な記録項目 ※ | ・識別情報 |
| その妥当性 | ・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 :介護保険料の収納・滞納管理を行うために保有 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| 5保有開始日 | 平成27年10月 |
| ⑥事務担当部署 | 福祉推進部 介護保険課 |

| 3. 特定個人作 | 青報の入手・ | 使用 | |
|----------|--------|--|---------------|
| | | [〇] 本人又は本人の代理人 | |
| | | [〇] 評価実施機関内の他部署 (市民課 | |
| ①入手元 ※ | | [〇] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) | |
| ①八十九 🛠 | | [O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村) | |
| | | []民間事業者 () | |
| | | []その他() | |
| | | [○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモ | IJ |
| ②入手方法 | | []電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム | |
| とハチガム | | [〇] 情報提供ネットワークシステム | |
| | | [O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) | |
| ③使用目的 ※ | | 給付の管理を行うため | |
| | 使用部署 | 介護保険課、長寿福祉課、指導監査課、福祉総合窓口、支所、システム管理課 | |
| ④使用の主体 | 使用者数 | 〈選択肢〉 [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ⑤使用方法 | | ・被保険者向けの納付書を作成する。 ・国保連合会からの特別徴収の収納情報を取り込み、収納実績として管理する。 ・金融機関からの口座振替情報と窓口での収納情報を取り込み、収納実績として管理する。 ・保険料の過誤納を管理し、過誤納が発生した人に対しては還付・充当を処理する。 ・保険料の滞納状況を管理し、滞納者に対しては督促状を送付するなどの処理を行う。また、分納や部収納を管理する。 | > — |
| | の突合 | ・収納実績を管理するため、国保連合会からの収納実績と納付情報との突合を行う。・収納実績を管理するため、金融機関からの口座振替情報と納付情報の突合を行う。 | |
| ⑥使用開始日 | | 平成28年1月1日 | |

| 4. 特 | 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------|-----------------------------------|---|--|
| 委託0 | D有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件 | |
| 委託 | 委託事項1 システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務 | | |
| ①委詰 | 托内容 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 | |
| ②委詰 | モ先における取扱者数 | <選択肢> | |
| ③委詰 | | (株)日立システムズ | |
| 再 | ④再委託の有無 ※ | <選択版> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない | |
| 委託 | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りでない。 | |
| | ⑥再委託事項 | システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業 | |
| 委託 | 委託事項2~5 | | |
| 委託事項2 認定 | | 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理業務 | |
| ①委託内容 | | 認定調査及び調査結果入力、主治医意見書送達管理 | |
| ②委詰 | モ先における取扱者数 | <選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委i | 托先名 | 松山市社会福祉協議会 | |
| 用 | ④再委託の有無 ※ | <選択版> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない | |
| 再委託 | ⑤再委託の許諾方法 | | |
| | ⑥再委託事項 | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | | |
|------------------------------|--|--|
| 提供・移転の有無 | [○] 提供を行っている (35) 件 [○] 移転を行っている (10) 件 | |
| | []行っていない | |
| 提供先1 | 番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照) | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第2 | |
| ②提供先における用途 | 番号表別表第2に掲げる各事務 | |
| ③提供する情報 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 | |
| ④提供する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 | |
| | [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 | |
| ⑥提供方法 | [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | |
| | [] フラッシュメモリ []紙 | |
| | []その他 () | |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 | |

| 移転先1 | 健康医療部 保健予防課 |
|------------------------|--|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるも の |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ◎ 1 | [] 電子メール [🔘] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ⑥移転方法 | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先2~5 | |
| 移転先2 | 福祉推進部 生活福祉総務課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | 〈選択肢〉 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ◎ 1 | []電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ⑥移転方法 | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先3 | 福祉推進部 健康保険課、保険給付・年金課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって王務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | く選択肢> 1)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ⑥投転士 注 | []電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| 6移転方法 | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 移転先4 | 福祉推進部 保険給付・年金課 |
|---------------------------|--|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務 省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択版> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ⑥移転方法 | [〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ⊕19∓Δ/ J/ Δ | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先5 | 防災危機管理部 危機管理課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択版> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ⑥移転方法 | [〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ⊕19+4/J/A | [〇] フラッシュメモリ [〇] 紙 |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先6~10 | |
| 移転先6 | 福祉推進部 長寿福祉課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択版> 1) 1万人未満 2) 1万人人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ⑥移転方法 | [〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ⊕19∓Ω/J/A | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇]その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 移転先7 | 福祉推進部 長寿福祉課 |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ⊘ #±-+:+ | []電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ⑥移転方法 | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先8 | 福祉推進部 生活福祉総務課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇]庁内連携システム []専用線 |
| 6 移転方法 | 【 [】電子メール |
| | 【 ○] フラッシュメモリ |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先9 | 健康医療部 保健予防課 |
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇]庁内連携システム []専用線 |
| ⑥移転方法 | [〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ⊕17+A7J/A | [〇] フラッシュメモリ |
| | [〇]その他 (庁内ネットワーク) |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 移転先10 | 福祉推進部 障がい福祉課、こども家庭部 すくすく支援課 |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 |
| ②移転先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる 本人の数 | <選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所のある被保険者及び住所地特例者 |
| | [〇] 庁内連携システム [] 専用線 |
| ⊙ 10 ±- +:+ | []電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |
| ⑥移転方法 | [〇]フラッシュメモリ [〇]紙 |
| | [〇] その他 (庁内ネットワーク |
| ⑦時期·頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 6. 特定個人情報の保管・ | |
| 保管場所 ※ | |
| 7. 備考 | ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウ業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者でありキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックプも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存さ |

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

◆資格ファイル

介護保険者番号.被保険者番号.被保険者履歴通番.被保険者介護異動事由コード.被保険者異動年月日.被保険者資格異動届出者氏 名(漢字),被保険者資格異動届出者関係コード,被保険者資格異動届出者電話番号,被保険者資格異動届出年月日,被保険者資格取得 事由コード.被保険者資格取得年月日.被保険者資格取得届出者氏名(漢字).被保険者資格取得届出者関係コード.被保険者資格取得 届出者電話番号,被保険者資格取得届出年月日,被保険者資格喪失事由コード,被保険者資格喪失年月日,被保険者資格喪失届出者氏 名(漢字)被保険者資格喪失届出者関係コード被保険者資格喪失届出者電話番号被保険者資格喪失届出年月日被保険者個人番 号、被保険者個人区分コード、被保険者都道府県コード、被保険者市町村コード、被保険者町名コード、被保険者キー氏名(カナ)、被保険者 あいまい検索キー氏名(カナ)、被保険者氏名(カナ)、被保険者通称名(カナ)、被保険者キー氏名(漢字)、被保険者氏名(漢字)、被保険者 通称名(漢字),被保険者本名通称名区分コード,被保険者氏名(英字),被保険者併記用氏名(漢字),被保険者氏名分類コード,被保険者 生年月日年号コード,被保険者生年月日,被保険者性別コード,被保険者都道府県名(漢字),被保険者市町村名(漢字)、被保険者住所 (漢字),被保険者番地(漢字),被保険者方書(漢字),被保険者住所(漢字),被保険者親郵便番号,被保険者子郵便番号,被保険者電話番 号,被保険者転入元市町村名(漢字),被保険者住所地特例者区分コード,被保険者住所地特例者適用開始年月日,被保険者住所地特例 者適用変更年月日.被保険者住所地特例者適用終了年月日.被保険者適用除外事由コード.被保険者適用除外開始年月日.被保険者適 用除外終了年月日,被保険者賦課対象コード,被保険者記載1備考(漢字),被保険者記載2備考(漢字),被保険者記載3備考(漢字),被 保険者番地区分コード、被保険者番地、被保険者号番号、被保険者枝番号、被保険者行政区コード、被保険者方書(カナ)、被保険者市内外 区分コード、被保険者政令広域コード、被保険者地方公共団体コード、被保険者外国人在留資格期間コード、被保険者外国人在留開始年 月日,被保険者外国人在留終了年月日,被保険者外国人在留資格コード,処理年月日,被保険者世代通番,抑止コード,日常生活圏域コー ド、更新通番、更新操作者コード、更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

- ◆認定ファイル
- ◆受給ファイル
- ◆給付ファイル

介護保険者番号,被保険者番号,受給者履歴通番,被保険者履歴通番,受給者要介護状態区分コード,受給者認定年月日,受給者結果変 更事由コード.受給者認定結果通知書発行年月日.受給者認定有効期間開始年月日.受給者認定有効期間終了年月日.受給者支給限度 管理期間終了年月日,受給者再審査フラグ,受給者申請取消事由コード,受給者申請取消年月日,受給者認定中断事由コード,受給者認 定中断年月日,受給者認定取消事由コード,受給者認定取消年月日,受給者申請事由コード,受給者申請年月日,受給者申請かかりつけ 医コード,受給者申請者関係コード,受給者訪問対象地区コード,受給者識別コード,受給者同意書有無コード,受給者前保険者名(漢字), 受給者申請者名(漢字),受給者申請者電話番号,受給者申請書備考(漢字),受給者居宅住所都道府県コード,受給者居宅住所市町村 コード,受給者居宅住所町名コード,受給者居宅都道府県名(漢字),受給者居宅市町村名(漢字),受給者居宅住所(漢字),受給者居宅番 地(漢字),受給者居宅方書(漢字),受給者居宅親郵便番号,受給者居宅子郵便番号,受給者居宅電話番号,受給者居宅市内外区分コ・ ド,受給者特定疾病コード,受給者政令広域コード,受給者介護要状態コード,受給者労災等番号,処理年月日,受給者みなし認定区分コー ド.受給者介護保険審査会結果前要介護状態区分コード.区分変更用前回受給者履歴通番.経過措置前情報(結果、有効期間、希望).通 知書理由,事業対象者履歴通番,事業対象者申請者関係コード,事業対象者申請者名(漢字),事業対象者申請者電話番号,サービス事業 者都道府県コード,サービス事業者コード,サービス種類コード,サービス事業者サテライト区分コード,事業対象者証記載保険者番号,事業 対象者基本チェックリスト実施窓口区分コード、事業対象者相談年月日、事業対象者基本チェックリスト実施年月日、事業対象者基本 チェックリスト判定区分コード,事業対象者判定年月日,事業対象者判定区分コード,事業対象者有効期間開始年月日,事業対象者有効期 間終了年月日,事業対象者取消事由コード,事業対象者無効フラグ,事業対象者削除年月日,事業対象者備考(漢字),証発行年月日,事業 対象者基本チェックリスト回答1,事業対象者基本チェックリスト回答2,事業対象者基本チェックリスト回答3,事業対象者基本チェックリス ト回答4.事業対象者基本チェックリスト回答5,事業対象者基本チェックリスト回答6,事業対象者基本チェックリスト回答7,事業対象者基 本チェックリスト回答8.事業対象者基本チェックリスト回答9.事業対象者基本チェックリスト回答10.事業対象者基本チェックリスト回答1 1,事業対象者基本チェックリスト回答12,事業対象者基本チェックリスト回答13,事業対象者基本チェックリスト回答14,事業対象者基本 チェックリスト回答15,事業対象者基本チェックリスト回答16,事業対象者基本チェックリスト回答17,事業対象者基本チェックリスト回答1 8.事業対象者基本チェックリスト回答19.事業対象者基本チェックリスト回答20.事業対象者基本チェックリスト回答21.事業対象者基本 チェックリスト回答22.事業対象者基本チェックリスト回答23.事業対象者基本チェックリスト回答24.事業対象者基本チェックリスト回答2 5,予備100領域,事業対象者身長,事業対象者体重,事業対象者BMI,事業対象者作成区分,事業対象者送付区分,事業対象者送付年月 日、事業対象者識別コード、処理年月日、更新通番、更新操作者コード、更新年月日、更新時刻、作成操作者コード、作成年月日、作成時刻、金 融機関コード、金融機関名、店番、支店名、預貯金種目コード、口座番号、名義人氏名

◆賦課ファイル

◆収滞納ファイル

介護保険者番号、賦課年度、被保険者番号、納付原簿履歴通番、納付原簿入力所得区分コード、納付原簿所得区分コード、徴収方法区分コード、納付原簿調定額、納付原簿年額、納付原簿月割額、納付原簿確定保険料額、納付原簿賦課年月日、納付原簿賦課期日年月日、納付原簿通知書通知理由コード、納付原簿賦課結果コード、納付原簿前回徴収方法区分コード、納付原簿納入通知書発行年月日、納付原簿通知書通知理由コード、納付原簿賦課結果コード、納付原簿前回徴収方法区分コード、納付原簿納入通知書発行年月日、納付原簿特別徴収報義務者コード、納付原簿年金コード、納付原簿基礎年金番号、納付原簿回付情報各種年月日、納付原簿特別徴収依頼作成年月日、納付原簿特別徴収中止区分コード、納付原簿特別徴収中止事由コード、納付原簿特別徴収中止依頼作成年月日、納付原簿有別徴収中止通知書発行年月日、納付原簿仮徴収額変更年月日、納付原簿仮徴収額変更依頼作成年月日、納付原簿仮徴収額変更通知書発行年月日、納付原簿版党収額変更年月日、納付原簿仮徴収額変更を額、納付原簿調定取消事由コード、納付原簿調定取消年月日、納付原簿行政区コード、納付原簿政令広域コード、納付原簿更正操作者コード、納付原簿激変緩和措置フラグ、納付原簿特例標準割合適用フラグ、納付原簿3段階特例標準割合適用フラグ、納付原簿更新画面の備考、仮徴収額変更の変更後所得段階、仮徴収額変更の変更後特例(標準)、割合適用フラグ、更新通番、更新操作者コード、更新年月日、更新時刻、作成操作者コード、作成年月日、作成時刻、金融機関コード、金融機関名、店番、支店名、預貯金種目コード、口座番号、名義人氏名

| ### 2000年12月12日 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 | |
|---|--|
| 1 | 情報提供者 |
| ### 2000年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の | Ę |
| 金型銀貨用金製工業 会立窓からもの 会立窓からもの 会談を担い、 | <u> </u> |
| # 重要を検索している。 | 険法第五十五条又は第百二 に規定する他の法令による 支給を行うこととされている |
| ## の | Ē |
| 中工力報入回 おたた長貝様は同する場所をあって主義者ので変わられる アロボールの アロボール | 険法第五十五条に規定する 令による給付の支給を行うこ ている者 |
| 5 全国健康保険協会 であるためらの必然の10次至の一切。からから20次上の一切。 | Ę |
| □ 全国機業保険協会 | 険法第三十三条に規定する 令による給付の支給を行うこ ている者 |
| 8 製造資産組織 | Ē |
| 11 市町村長 高級海海県児前部的付養、海海児和設定性的付養、2000年2000年2000年2000年2000年2000年2000年200 | Ē |
| 17 | |
| 22 | 険者その他の法令による医 する給付の支給を行うことと Nる者 |
| 20 位金福州の川野寺 本教であって主務省令で定めるもの 社会福祉による非田瀬野山川野市の東京 から は会福社には諸会 独選する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの かって主務省令で定めるもの かって主務省令で定めるもの かって主務省令で定めるもの かって表務であってまる場合で定めるもの かって表別を含って変めるもの かって表別を含って変めるもの かって表別を含って変めるもの かって表別を含って変めるもの かって表別を含って変めるもの かって表別でないないの 国家公務員共済組合による民脚給付の支給に関する事務で かまる かって表別ならで変めるもの かって表別ならで変めるもの かって表別ならで変めるもの 別屋健康保険技能 国民健康保険技能 おおり (大きないな) 本別 は 国民党は保険技能 (大きないな) 本別 国民健康保険技能 国民健康保険技能 国民健康保険技能 国民健康保険技能 (大きないな) 本別 国民健康保険技能 (大きないな) 本別 国民健康保険技能 (大きないな) 本別 国民健康保険技能 (大きないな) 本別 国民健康保険技能 国民党は保険法院 (大きないな) 本別 国民党は保険法院 (大きないな) 本別 国民党は保険法院 (大きないな) 本別 国民党は保険法院 (大きないな) 本別 日本の大きないな (大きないな (大きないな) 本別 日本の大きないな (大きないな) 本別 日本の | 建及び精神障害者福祉に関 津第三十条の二に規定する 津による医療に関する給付 を行うこととされている者 |
| 33 日本私立学校振興・共済事業 私立学校振興・共済事業 私立学校歌興員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 市町村長 和町村長又は国民健康保険組 市町村長 和町村長又は国民健康保険組 市町村長 和町村長又は国民健康保険組 市町村長 日民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 「大護保険給付等関係情報 市町村長 中町村長又は国民健康保険組 市町村長 日民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主義 市町村長 日民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主 日民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主義 市町村長 日民健康保険法による保険組 市町村長 日民健康保険法による保険組 市町村長 日民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の微収に関す 日民健康保険法第二十八条第一項に提定する他の法令による給 存生労働大臣又は共済組合等 第4人に関する事務であったとなれている事項に関する「非常・可の規定に関する「非市村長 大海・大変・海の共産 日民健康保険法による権災者も帳の作成に関する事務であって上の表しまな。 市町村長 生務省令で定めるもの 小方公務員等共済組合法による被災者自帳の作成に関する事務であって上の場合で定めるもの 小方公務員等共済組合 北京公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって上務省令で定めるもの 小町村長 北京公務員共済組合 北京公務員等共済組合法による援祉の措置に関する手格であって主務省令で定めるもの 大福社法による提出の措置に関する法律による後期高齢者を廃除付の 市町村長 北京公 北 | Ę |
| 39 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合 国民健康保険法による短期給付の支給に関する事務で | Ę |
| 30 国外公務與共済和国 30 西京主務省令で定めるもの | Ę |
| 43 市町村長又は国民健康保険組 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主 | Ę |
| 43 市町村長又は国民健康保険組 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給 国民健康保険法の大臣又は共済組合等 国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は 国民健康保険法第七十六条の回において準用する介護保険法第 百三十六条第一項に活業百四十条第一項の規 市町村長 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東 | Ę |
| 46 厚生労働大臣又は共済組合等 国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は 台を含む、) 第百三十八条第一項以表第一項に規定する 市町村長 一町村長 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって 介護保険給付等関係情報 市町村長 大部村長 大部村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村 | 康保険法第五十六条第一項 する他の法令による給付の 〒うこととされている者 |
| 100 17回 村長 主務省令で定めるもの | Ę |
| おって主務省令で定めるもの | E |
| 1 | E |
| 80 後期高齢者医療広域連合 あるもの 方は味味和刊・安園体情報 市町村長 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の 支給又は保険料の徴収に関する法律による後期高齢者医療給付の 支給又は保険料の徴収に関する法律による後期高齢者医療給付の 京齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する 市町村長 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の 京齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する 市町村長 一方は、日本の 京齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する 京齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 京齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険対第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において 準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条 第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報 市町村長 市村村長 市村村長 市村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村 | |
| 80 後期高齢者医療広域連合 支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも 介護保険給付等関係情報 市町村長 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する 法令による終されている者 高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による 保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条 第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報 市町村長 「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省会で定めるもの」 第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報 市町村長 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただ」原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただ。 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただ。 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項たど、 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項に対して、 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項に対して、 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項に対して、 原子爆弾を関する法律を対して、 原子爆弾を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を | Ę |
| 81 後期高齢者医療広域連合 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の 支給に関する法律第五十七条第一項に規定する 第五十七条 法令による終 也の法令による給付の支給に関する情報 第五十七条 法令による終 法令による終 している者 で定めるもの とり は は は でいる といる といる といる といる といる といる といる といる といる と | Ę |
| 83 厚生労働大臣又は共済組合等 原生労働大臣又は共済組合等 保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるも 護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報 市町村長 都道府県知事等 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省 介護保険給付等関係情報 市町村長 市町村村長 市町村村長 市村村村村村長 市村村村長 市村村村村村村村村村村村村村村村 | の医療の確保に関する法律 七条第一項に規定する他の よる給付の支給を行うことと いる者 |
| 87 郵道桁架料事等 | Ę |
| | <u></u> |
| 88 序生光側入足 妻の支給に関する車務でなって主務省会で完めるもの し音に効定する他の法でによる医療に関する補刊の支給に関する に規定する制 | 弾被爆者に対する援護に関 聿第十八条第一項ただし書 する他の法令による医療に 給付の支給を行うこととされ 皆 |
| 90 都道府県知事又は広島市長若 しくは長崎市長 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの 介護保険給付等関係情報 | |
| 94 市町村長 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保 検料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | |

| (別紙 | (別紙1) 番号法別表第2に掲げる事務 | | | | | | | |
|-----|-------------------------|---|---|---|--|--|--|--|
| 項番 | 情報照会者 | 事務 | 特定個人情報 | 情報提供者 | | | | |
| 95 | 厚生労働大臣又は共済組合等 | 介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入 に関する事務であって主務省令で定めるもの | 介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報 | 市町村長 | | | | |
| 97 | 都道府県知事又は保健所を設 置する市の長 | | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 | 感染症の予防及び感染症の患者に 対する医療に関する法律第三十九 条第一項に規定する他の法律によ る医療に関する給付の支給を行うこ ととされている者 | | | | |
| 106 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの | する 樗報 | 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | | | | |
| 108 | 都道府県知事又は市町村長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 介護保険給付等関係情報 | 市町村長 | | | | |
| 109 | 都道府県知事又は市町村長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七 条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 | | | | |

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | | | | | |
|----------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 全ファイル | 全ファイル | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手 | (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | |
| リスク: 目的外の入手が行わ | れるリスク | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | ・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、統合DBから予め定められたインタフェース仕様に基づき取得するため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・市町村CSからの住基情報の入手は、事前に介護保険システムに登録されている項目に関する情報の入手に、運用上限定している。 | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | 【 | | | | | |
| 特定個人情報の入手(情報提 | 供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | | |
| | | | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | |
| リスク1: 目的を超えた紐付け | ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | ・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報及び「II ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。 | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | | |
| リスク2: 権限のない者(元職 | t員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | | | | | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない | | | | | |
| 具体的な管理方法 | ・端末にアクセスするための2要素認証(パスワード・生体認証)を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。 | | | | | |
| その他の措置の内容 | | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | | |
| 特定個人情報の使用における | 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | | |
| ・特定個人情報が表示された原 ・特定個人情報が表示された原 | ・ンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 画面のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 :、事前に管理責任者の承認を得る。 | | | | | |

| 4. 特 | 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない | | | | | | |
|------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------|---|--|--------|--------------------|
| リスク | : 委託先における不正な | な使用等 | のリスク | | | | |
| | 契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する | [| 定めている |] | <選択肢> 1) 定めている | 2) 定 | めていない |
| | 規定の内容 | ・特定個 ・特定個 ・情報定個 ・情報要に | | する。 管理に責任 定する。 は要請があ たの視察・! | £を負う。 ったときに情報の返還又は氵 監査を行うことができる。 | 肖去などの』 | 必要な措置を講じる。 |
| | モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの | [| 十分に行っている |] | <選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない | | 分に行っている 委託していない |
| | 具体的な方法 | | | | た作業は認めていない。 情報を含まないことを職員フ | が必ず確認 | し、それを記録している。 |
| その他の措置の内容 | | | | | | | |
| リスク | への対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている | 2) + | 分である |
| 特定個 | 固人情報ファイルの取扱 | いの委託 | におけるその他のリス | スク及びそ | のリスクに対する措置 | | |
| | | | | | | | |
| 5. 特 | 定個人情報の提供・移車 | 坛(委託 | や情報提供ネットワー | -クシステム | ▲を通じた提供を除く。) | [|]提供・移転しない |
| リスク | :不正な提供・移転が行 | テわれる! | リスク | | Z`\\$3 +∏ 0+ \ | | |
| | 固人情報の提供・移転に ルール | [| 定めている |] | <選択肢> 1) 定めている | 2) 定 | めていない |
| | ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法 | マニュア 職員に対 【ルール | 対し教育を行う。 遵守の確認方法】 | | 寺定個人情報の提供を行うと 小に運用しているか確認する | | ニュアルの内容について |
| その他 | 也の措置の内容 | _ | | | | | |
| リスク | への対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている | 2) + | 分である |
| 特定側 る措置 | | 委託や情報 | 報提供ネットワークシ | ステムを通 | じた提供を除く。)におけるそ | その他のリス | くク及びそのリスクに対す |
| | | | | | | | |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 1接続しない(入手) 1接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <中間サーバー・プラットフォームの措置> ①情報照会機能で、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と 照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、 クシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する。つまり、番号法上認められた情報 リスクに対する措置の内容 連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不正な提供が行われるリスク <介護保険システムの運用の措置> ・統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき 認められる情報のみしか照会できないような仕組みとしている。 <中間サーバー・ソフトウェアの措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可用照合リストを情報提供ネット ワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能で、照会許可用照合リストに基づ き情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワーク システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した 情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定 し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定 リスクに対する措置の内容 個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンラ イン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機 能 <中間サーバーの運用の措置> ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ利用したかが すべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提 供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。 十分である Γ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアの措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携でのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応してい る。

<中間サーバー・プラットフォームの措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することで、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。

| 7. 犑 | 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | | | | |
|--------------------|--|---|----------|---|--|---------------|--|--|--|
| リスク | Jスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損Jスク | | | | | | | | |
| ①事故発生時手順の策定・ 周知 | | [| 十分に行っている |] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない | る 2) 十分に行っている | | | |
| 機関に | 法3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか | [| 発生なし | | <選択肢> 1)発生あり | 2) 発生なし | | | |
| | その内容 | | | | | | | | |
| | 再発防止策の内容 | | | | | | | | |
| その作 | 也の措置の内容 | | | | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている | 2) 十分である | | | |
| #+ c= / | 보호교 나는 보고 이용호 공부는 사내가 가지 바이지 가지 하는 것이 되었다. | | | | | | | | |

| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ガバメントクラウドにおける措置>

〇物理的対策

- ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することと しており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできる よう適切な入退室管理策を行っている。
- ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

〇技術的対策

- ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デ ジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する 「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセ キュリティパッチの適用を行う。
- ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成す る。
- ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネット ワークで構成する。
- ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

| 8. 藍 | 8. 監査 | | | | | | | |
|--------------|-----------------|---|---|---|--|--|--|--|
| 実施の | の有無 | [〇] 自己点検 | [〇] 内部監査 | [〇]外部監査 | | | | |
| 9. 彼 | 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | | [十分に行っている | <選択肢> 1)特に力を2 3)十分に行 | 入れて行っている 2) 十分に行っている っていない | | | | |
| | 具体的な方法 | している。 ・委託業者に対しては、契約結している。 <中間サーバー・プラットファ ①中間サーバー・プラットファ |)内容に個人情報保護に関す ナームの措置> ナームの運用に携わる職員。 | て、必要な知識の習得に資するための研修を実施する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締 及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施す 運用規則等について研修を行うこととしている。 | | | | |

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することで、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者でのセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者での均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

いて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

がて要託を受けるASF又はカバックドグナットを用音を構助すが負在を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起 因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因 しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応する ものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・ | 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | | | | |
|----------------------|---|--|--|--|--|
| ①請求先 | 松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 | | | | |
| ②請求方法 | 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を 受け付ける。 | | | | |
| ③法令による特別の手続 | _ | | | | |
| ④個人情報ファイル簿への不 記載等 | _ | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイルの | の取扱いに関する問合せ | | | | |
| ①連絡先 | 松山市 福祉推進部 介護保険課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel (089-948-6856) | | | | |
| ②対応方法 | 電話での対応を受け付ける。 | | | | |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|----------------|--|
| ①実施日 | 令和2年3月19日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1)基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2)基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3)特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見 | 見の聴取【任意】 |
| ①方法 | |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |
| 3. 第三者点検 【任意】 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

(別添2)変更箇所

| 変更日 |)変更箇所 ┃ _{項目} | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|----------------------------|---|--|----------|-----------|
| 平成28年8月26日 | I 6 | 課長 上田 陽一郎 | 課長 白石 秀一 | 事後 | 人事異動に伴う修正 |
| 平成28年8月26日 | 『②所属長』 ② 資格 Ⅱ 2 | 平成27年10月予定 | 平成27年10月 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成28年8月26日 | □ 協定 Ⅱ 2 | 平成27年10月予定 | 平成27年10月 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成28年8月26日 | ⑤保有開始日 Ⅱ認定 提供先10 | 選択なし | 情報提供ネットワークシステム | 事後 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成28年8月26日 | ⑥提供方法 Ⅱ受給 Ⅱ2 | 平成27年10月予定 | 平成27年10月 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成28年8月26日 | ⑤保有開始日 Ⅱ給付 Ⅱ2 ⑤保有開始日 | 平成27年10月予定 | 平成27年10月 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成28年8月26日 | π辟钾 πο | 平成27年10月予定 | 平成27年10月 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成28年8月26日 | π վπ έφ π 2 | 平成27年10月予定 | 平成27年10月 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成29年9月6日 | T 1 | (新規追加) | ・地域支援事業の給付に関する事務 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成29年9月6日 | I 4 法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第50条 | ・番号法第9条第1項 別表第一 68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 ・松山市個人番号の利用等に関する条例第3条 第1項第3号,同条第3項 | 事後 | 法的根拠の追加 |
| 平成29年9月6日 | I5 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関 (係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、3 0、33、39、42、56の2、58、61、62、80、8 7、90、94、117の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83、95の項) :第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている事項に関東のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項) | 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、106、108、109の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第33条、第43条、第43条の3、第43条、第47条。第43条、第43条の2、第44条。第47条第49条、第55条、第55条の2、第59条の3【情報照会の根拠】・番号法第19条第7号及び別表第二 93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条 | 事後 | 法的根拠の追加 |
| | | :第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項の方ち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の方ち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法。第二欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「第一欄(持報)に「第一欄(特定個人情報)に「障害者の田家集の管報」が含まれる項(81の項):第三欄(情報)提供者)が「障害者の田常生活及び社会生活を総合的に支援するための法給第切し、第三欄(情報)に「障害者の田常生活及び社会生活を総合的に支援するための法給第の世級と活を総合的に支援するための法給第一七条に規定する他の法令により行われる給第の世級と活を総合的に支援するための法律での支給に関する情報」が含まれる項(109の項):第三欄(情報)に「障害者の田の法律でしたる者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者。他の法令により行われる給第の定義に関する法律第三十条の二に規定で表給行の支給を定したるとされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法令に規定する給付の支給に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する給付の支給に関する給付の支給に関する給付の支給に関する給付の支給に関する給付の支給に関する給付の支給に関する給付の支給に関する給付の支給に関する給付の支給に関する場合の法律では、対象に対して、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対 | | | |

| | | :第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する治・第四欄(特定個人情報)に「感染症の患者に対する医療に関する治・第四欄(特定個人情報)に「感染症の患者に対する医療に関する治・第四欄(特定個人情報)に「感染症の患者に対する医療に関する治・10月の方ち、第四欄(情報提供者)が「原子爆弾破爆者に対する援護に関する法律所の支給に関する法律所に規定する他の法令による医療に関する給行の支給を行うことともれている者」の項のうち、第四欄(情報提供者)が「原子爆弾破爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給の質の表治を表し、第四項の方、第四域(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給の項のうち、第四個(情報提供者)が「医療保険者その他のととされている者」の項のうち、第四人情報」に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」に「医療保険各法その他の法令による保療に関する給付の支給に関する情報」が「自動を表して、第一個、「情報照会者」が「国際保険法による保険給付の支給に関する事務である項(17、106の項)(別表に関する事務である項(17、106の項)(別表に関する事務である項(17、106の項):第一欄(情報照会者)が「部所財長」の項のうち、第二欄(特報照会者)が「市財長」の項のうち、第二欄(特報照会者)が「市財長」の項のうち、第二欄(特報照会者)が「可以では保険とはによる保険給付の支給とは保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) | | | |
|-----------|--|--|--|----|-----------|
| 平成29年9月6日 | I 6 ②所属長 | 課長 白石 秀一 | 課長 渡部 浩典 | 事後 | 人事異動に伴う修正 |
| 平成29年9月6日 | Ⅱ(1)資格ファイル~(6)収滞 納ファイル 5 提供先1~35 | (個別記載) | 一覧表として「別紙1」を作成して整理 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成29年9月6日 | Ⅱ (1)資格ファイル~(6)収滞 納ファイル 5 移転先1~10 ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例を制定する予 定。 | 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条 第1項第3号、同条第3項 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成29年9月6日 | II (1)資格ファイル~(6)収滞 納ファイル 5 移転先1~10 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 | 松山市内に住所を有する被保険者および住所 地特例者。 | 松山市内に住所を有する被保険者及び住所地 特例者 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成29年9月6日 | II (4)給付ファイル 2-③その必要性 | 介護保険の給付を管理するために、必要な特定 個人情報を保有する必要がある。 | 介護保険及び地域支援事業の給付を管理する ために、必要な特定個人情報を保有する必要が ある。 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成29年9月6日 | Ⅱ (4)給付ファイル 2一④その妥当性 | :介護保険の給付管理を行うために保有 | :介護保険及び地域支援事業の給付管理を行う ために保有 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成29年9月6日 | II (4)給付ファイル 3一⑤使用方法 | (新規追加) | ・地域支援事業の給付に関する事務 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 平成29年9月6日 | 別添1 特定個人情報ファイル記録項 目 ◆認定ファイル ◆受給ファイル ◆ 受給ファイル | (新規追加) | 事業対象者履歴通番事業対象者申請者関係 コード・事業対象者申請者名(漢字)、事業対象者 申請者電話番号・サービス事業者都道府に、サービス事業者和三ド・サービス事業者サテライト区分コード・事業対象者 者証記載保険者番号・事業対象者基本チェックリスト 民事業対象者基本チェックリスト実施窓口区分コード・事業対象者基本チェックリスト実施窓口区分コード・事業対象者基本手に 日、事業対象者基本チェックリスト実施年月日、事業対象者と四十の一段、事業対象者を 素対象者基本チェックリスト判定区分コード・事業対象者との一十の一般である。 事業対象者基本チェックリストリ定と分コード・事業対象者を 事業対象者基本チェックリスト回答)の一十の一般である。 事業対象者基本チェックリスト回答1年業対象者期間終了年月日、事業対象者制除年月日、事業対象者制除年月月、事業対象者制除年月月、事業対象者基本チェックリスト回答1条業対象者基本チェックリスト回答1条業対象者基本チェックリスト回答の表表を 東京がよりまして、 第2年の一般である。 第2年の一のである。 第2年の一のである。 第2年の一のである。 第2年の一のである。 第2年の一のである。 第2年の一のである。 第2年の一のである。 第2年の一のである。 第2 | 事後 | 見直しに伴う修正 |

| | | | 20.事業対象者基本チェックリスト回答21.事業対象者基本チェックリスト回答22.事業対象者基本チェックリスト回答23.事業対象者基本チェックリスト回答24.事業対象者基本チェックリスト回答24.事業対象者基本チェックリスト回答25.予備100領域、事業対象者身長、事業対象者体重、事業対象者BMI.事業対象者作成区分、事業対象者送付区分、事業対象者送付年月日、事業対象者識別コード.処理年月日 | | |
|------------|---|--|---|----|--------------|
| 平成29年9月6日 | Ⅲ8 監査 | [〇]外部監査 | []外部監査 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| | 添付資料(Ⅱファイルの概要) | (個別記載) | 一覧表として「別紙1」を作成して整理 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和3年2月1日 | II (1)資格ファイル 5-移転先5 | 総合政策部危機管理課 | 総合政策部防災·危機管理課 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和3年2月1日 | II (2)認定ファイル 5-移転先5 | 総合政策部危機管理課 | 総合政策部防災·危機管理課 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和3年2月1日 | II (3) 受給ファイル 5 一移転先5 | 総合政策部危機管理課 | 総合政策部防災·危機管理課 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和3年2月1日 | II (4)給付ファイル 5-移転先5 | 総合政策部危機管理課 | 総合政策部防災・危機管理課 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和3年2月1日 | Ⅱ(5)賦課ファイル 5-移転先5 | 総合政策部危機管理課 | 総合政策部防災・危機管理課 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和3年2月1日 | II (6) 収滞納ファイル 5-移転先5 | 総合政策部危機管理課 | 総合政策部防災·危機管理課 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和3年11月11日 | I 5②法令上の根拠 | - 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 - 【情報紹介の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 | ・【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 ・【情報紹介の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 | 事後 | 法改正による変更 |
| 令和3年11月11日 | Ⅱ (1)資格ファイル 4-委託事項1-③委託先名 | (株)日立製作所 | (株)日立システムズ | 事後 | 業者名の変更に伴う訂正 |
| 令和3年11月11日 | Ⅱ(1)資格ファイル 5-提供先1-①法令上の根 拠 | 番号法第19条第7号及び別表第二 | 番号法第19条第8号及び別表第二 | 事後 | 法改正による変更 |
| 令和3年11月11日 | II (2)認定ファイル 4-委託事項1-③委託先名 | (株)日立製作所 | (株)日立システムズ | 事後 | 業者名の変更に伴う訂正 |
| 令和3年11月11日 | II (2)認定ファイル 5-提供先1-①法令上の根 拠 | 番号法第19条第7号及び別表第二 | 番号法第19条第8号及び別表第二 | 事後 | 法改正による変更 |
| 令和3年11月11日 | II (3) 受給ファイル 4-委託事項1-③委託先名 | (株)日立製作所 | (株)日立システムズ | 事後 | 業者名の変更に伴う訂正 |
| 令和3年11月11日 | II (3) 受給ファイル 5 一提供先1 一①法令上の根 拠 | 番号法第19条第7号及び別表第二 | 番号法第19条第8号及び別表第二 | 事後 | 法改正による変更 |
| 令和3年11月11日 | 4-委託事項1-③委託先名 | (株)日立製作所 | (株)日立システムズ | 事後 | 業者名の変更に伴う訂正 |
| 令和3年11月11日 | II (4)給付ファイル 5ー提供先1ー①法令上の根 拠 | 番号法第19条第7号及び別表第二 | 番号法第19条第8号及び別表第二 | 事後 | 法改正による変更 |
| 令和3年11月11日 | 4一委託事項1一③委託先名 | (株)日立製作所 | (株)日立システムズ | 事後 | 業者名の変更に伴う訂正 |
| 令和3年11月11日 | II (5) 賦課ファイル 5ー提供先1ー①法令上の根 拠 | 番号法第19条第7号及び別表第二 | 番号法第19条第8号及び別表第二 | 事後 | 法改正による変更 |
| 令和3年11月11日 | 4一委託事項1一③委託先名 | (株)日立製作所 | (株)日立システムズ | 事後 | 業者名の変更に伴う訂正 |
| 令和3年11月11日 | II (6) 収滞納ファイル 5ー提供先1ー①法令上の根 拠 | 番号法第19条第7号及び別表第二 | 番号法第19条第8号及び別表第二 | 事後 | 法改正による変更 |
| 令和4年11月11日 | 表紙 特記事項 | 操作カード(職員証) やパスワード | 2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認 証)) | 事後 | 認証方式の変更に伴う修正 |
| 令和4年11月11日 | Ⅱ(1)資格ファイル 3-④使用の主体・使用部署 | ICT戦略課 | システム管理課 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和4年11月11日 | Ⅱ(2)認定ファイル 3-④使用の主体・使用部署 | ICT戦略課 | システム管理課 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和4年11月11日 | Ⅱ(3)受給ファイル 3-④使用の主体・使用部署 | ICT戦略課 | システム管理課 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和4年11月11日 | Ⅱ (4)給付ファイル 3-④使用の主体・使用部署 | ICT戦略課 | システム管理課 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和4年11月11日 | Ⅱ (5)賦課ファイル 3-④使用の主体・使用部署 | ICT戦略課 | システム管理課 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和4年11月11日 | 3-4使用の主体・使用部署 | ICT戦略課 | システム管理課 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和4年11月11日 | (別添1) 特定個人情報ファイル記録項 目 ◆認定ファイル ◆受給ファイル ◆給付ファイル ◆賦課ファイル ◆収滞納ファイル | (項目追加) | 金融機関コード、金融機関名、店番、支店名、預貯金種目コード、口座番号、名義人氏名 | 事後 | 見直しに伴う修正 |

| 令和5年11月13日 | II (1)資格ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 | <批山市における措置> ・セキュリティゲートで入退室管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を 行っている区画に設置したサーバ内に保管。・サーバへのアクセスは、全庁的に管理している ID/パスワードで認証が必要。・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 <中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・ブラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を動重に管理する。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | <かいている。 ・だキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。・サーバ室とデータ、ブログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。・入りついにおける措置>システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンタイトに設置された・システムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。 く中間サーバー・ブラットフォームの措置> ①中間サーバー・ブラットフォームの措置> ①中間サーバー・ブラットフォームの措置> ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース人に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
|------------|---------------------------------|---|---|----|----------|
| 令和5年11月13日 | II (2)認定ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 | < 松山市における措置> ・セキュリティゲートで入退室管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID/パスワードで認証が必要。・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・ブラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | <かいている。 〈松山市の措置〉 ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 〈クラウドにおける措置〉 システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。 〈中間サーバー・プラットフォームの措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームの措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームの措置〉 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース内に保存される。 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和5年11月13日 | II(3)受給ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 | < 松山市における措置> ・セキュリティゲートで入退室管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID/パスワードで認証が必要。・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・ブラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | <かいている。 <かいでは、いかでは、いかでは、いかでは、いかでは、いかでは、いかでは、いかでは、 | 事後 | 見直しに伴う修正 |

| 令和5年11月13日 | Ⅱ (4)終付ファイル | < 松山市における措置> ・セキュリティゲートで入退室管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。・サーバへのアクセスは、全庁的に管理している「Dノバスワードで認証が必要。・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 <中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・ブラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重し管理する。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | | 事後 | 見直しに伴う修正 |
|------------|---------------------------------|---|---|----|----------|
| 令和5年11月13日 | II (5)賦課ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 | <松山市における措置> ・セキュリティゲートで入退室管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を 行っている区画に設置したサーバ内に保管。・サーバへのアクセスは、全庁的に管理している ID/バスワードで認証が必要。・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>> ・中間サーバー・ブラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | <かいます。 <松山市の措置> ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可機媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 〈クラウドにおける措置> システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。 ベンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。 〈中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバー・プラットフォームの措置> びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和5年11月13日 | Ⅱ(6)収滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 | < 松山市における措置> ・セキュリティゲートで入退室管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID/パスワードで認証が必要。・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 マ中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・ブラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | く松山市の措置> ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 くクラウドにおける措置> ・システム導入ベンダ(以下「ベンダ」という。)の調達するデータセンターメインサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたシステムサーバ及びバックアップサイトに設置されたバックアップサービス内に保管する。 ・ペンダの調達するデータセンターはJDCCティア4、FISCに準拠している。 く中間サーバー・ブラットフォームの措置> ①中間サーバー・ブラットフォームの措置> ①中間サーバー・ブラットフォームの方とを検重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータペース内に保存され、バックアップもデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和5年11月13日 | Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 | パスワードとシステムにログインするためのカー ド認証 | 2要素認証(パスワード・生体認証) | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和5年11月13日 | IV開示請求、問合せ | 松山市個人情報保護条例(平成16年条例第2 9号) | 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号) | 事後 | 法改正による変更 |
| | | | | | |

| 令和6年4月10日 | Ⅱ(1)資格ファイル Ⅱ(2)認定ファイル Ⅱ(3)受給ファイル Ⅱ(4)疑誤ファイル Ⅱ(5)賦誤ファイル Ⅱ(6)収滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 | 追加 | くガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 | 事前 | システムの移行に伴う事前対応 |
|-----------|--|-------------|---|----|----------------|
| 令和6年4月10日 | Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 | 追加 | くガバメントクラウドにおける措置> 〇物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 | 事前 | システムの移行に伴う事前対応 |
| 令和6年4月10日 | Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 | | ○技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準(第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者「表に力をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティピティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモータリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド連用管理補助者で表入しているのSメウチルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドで開味する環境は、インターネットとは切り離された閉域ホットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を調査を表示していては、閉域ネットワークで構成する。 | 事前 | システムの移行に伴う事前対応 |
| 令和6年4月10日 | Ⅲ リスク対策 8. 監査 | [] 外部監査 | [〇] 外部監査 | 事前 | システムの移行に伴う事前対応 |
| 令和6年4月10日 | Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策 | 追加 | くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて表記を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 | 事前 | システムの移行に伴う事前対応 |
| 令和6年4月10日 | I 基本情報 6一①部署 | 保健福祉部 介護保険課 | 福祉推進部 介護保険課 | 事後 | 組織改正による変更 |
| 令和6年4月10日 | Ⅱ (1) 資格ファイル Ⅱ (2) 認定ファイル Ⅱ (3) 受給ファイル Ⅱ (4) 給付ファイル Ⅱ (5) 賦課ファイル Ⅱ (6) 収滞納ファイル 2-⑥事務担当部署 | 保健福祉部 介護保険課 | 福祉推進部 介護保険課 | 事後 | 組織改正による変更 |

| 令和6年4月10日 | Ⅱ (1) 資格ファイル Ⅱ (2) 認定ファイル Ⅱ (3) 受給ファイル Ⅱ (4) 給付ファイル Ⅱ (5) 賦課ファイル Ⅱ (6) 収滞納ファイル 3—④使用の主体・使用部署 | 介護保険課・福祉総合窓口・支所・システム管理 課 | 介護保険課、長寿福祉課、指導監査課、福祉総 合窓口、支所、システム管理課 | 事後 | 組織改正による変更 |
|-----------|--|---------------------------------|---|----|-----------|
| 令和6年4月10日 | Ⅱ (1) 資格ファイル Ⅲ (2) 認定ファイル Ⅲ (3) 受給ファイル Ⅱ (4) 給付ファイル Ⅱ (5) 賦課ファイル Ⅱ (6) 収滞納ファイル 5 一移転先1 | 保健福祉部 保健予防課 | 健康医療部 保健予防課 | 事後 | 組織改正による変更 |
| 令和6年4月10日 | Ⅱ (1)資格ファイル Ⅲ (2)認定ファイル Ⅱ (3)受給ファイル Ⅱ (4)給付ファイル Ⅱ (5)賦課ファイル Ⅱ (6)収滞納ファイル 5 - 移転先2 | 保健福祉部 生活福祉総務課 | 福祉推進部 生活福祉総務課 | 事後 | 組織改正による変更 |
| 令和6年4月10日 | Ⅱ (1) 資格ファイル Ⅱ (2) 認定ファイル Ⅱ (3) 受給ファイル Ⅱ (4) 給付ファイル Ⅱ (5) 賦課ファイル Ⅱ (6) 収滞納ファイル 5 一移転先3 | 保健福祉部 国保·年金課 | 福祉推進部 健康保険課、保険給付・年金課 | 事後 | 組織改正による変更 |
| 令和6年4月10日 | Ⅱ (1) 資格ファイル Ⅱ (2) 認定ファイル Ⅱ (3) 受給ファイル Ⅱ (4) 給付ファイル Ⅱ (5) 賦課ファイル Ⅱ (6) 収滞納ファイル 5 一移転先4 | 保健福祉部 国保·年金課 | 福祉推進部 保険給付・年金課 | 事後 | 組織改正による変更 |
| 令和6年4月10日 | Ⅱ (1) 資格ファイル Ⅱ (2) 認定ファイル Ⅱ (3) 受給ファイル Ⅱ (4) 給付ファイル Ⅱ (5) 触課ファイル Ⅱ (6) 収滞納ファイル 5 一移転先5 | 総合政策部 防災·危機管理課 | 防災危機管理部 危機管理課 | 事後 | 組織改正による変更 |
| 令和6年4月10日 | Ⅱ (1) 資格ファイル Ⅱ (2) 認定ファイル Ⅱ (3) 受給ファイル Ⅱ (4) 給付ファイル Ⅱ (5) 賦限ファイル Ⅱ (6) 収滞納ファイル 5 一移転先6 | 保健福祉部 高齢福祉課 | 福祉推進部 長寿福祉課 | 事後 | 組織改正による変更 |
| 令和6年4月10日 | Ⅱ (1)資格ファイル Ⅱ (2)認定ファイル Ⅱ (3)受給ファイル Ⅱ (4)給付ファイル Ⅱ (5)賦課ファイル Ⅱ (6)収滞納ファイル 5-移転先7 | 保健福祉部 高齢福祉課 | 福祉推進部 長寿福祉課 | 事後 | 組織改正による変更 |
| 令和6年4月10日 | Ⅱ(1)資格ファイル Ⅱ(2)認定ファイル Ⅱ(3)受給ファイル Ⅱ(3)受給ファイル Ⅱ(4)給付ファイル Ⅱ(5)賦課ファイル Ⅱ(6)収滞納ファイル 5-移転先8 | 保健福祉部 生活福祉総務課 | 福祉推進部 生活福祉総務課 | 事後 | 組織改正による変更 |
| 令和6年4月10日 | Ⅱ (1) 資格ファイル Ⅱ (2) 認定ファイル Ⅱ (3) 受給ファイル Ⅱ (4) 給付ファイル Ⅱ (5) 賦課ファイル Ⅱ (6) 収滞納ファイル 5 一移転先9 | 保健福祉部 保健予防課 | 健康医療部 保健予防課 | 事後 | 組織改正による変更 |
| 令和6年4月10日 | Ⅱ(1)資格ファイル Ⅱ(2)認定ファイル Ⅱ(3)受給ファイル Ⅱ(3)受給ファイル Ⅱ(5)賦課ファイル Ⅱ(5)収滞納ファイル Ⅱ(6)収滞納ファイル 5-移転先10 | 保健福祉部 障がい福祉課・健康づくり推進課・ 保健予防課 | 福祉推進部 障がい福祉課、こども家庭部 すくすく支援課 | 事後 | 組織改正による変更 |
| 令和6年4月10日 | IV 開示請求、問合せ 2-①連絡先 | 保健福祉部 介護保険課 | 福祉推進部 介護保険課 | 事後 | 組織改正による変更 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | • |

| | | |
|--|--|------|
| | | |
| | | |
| | | |